

秩父市農業担い手育成塾運営要領

（目的）

第1条 この要領は、秩父市の担い手となる新規就農者を育成するため、埼玉県頑張る新規就農者応援事業実施要領別記1の第2の（1）の規定に基づき、秩父市農業担い手育成塾（秩父塾、吉田塾、荒川塾）（以下「育成塾」という。）が実施する研修事業のために必要な事項を定めるものである。

（研修対象者）

第2条 この要領において「研修対象者」とは次の(1)から(6)に掲げる要件をすべて備えた者とする。

- (1) 秩父市内で定住し、新しく農業経営を始めようとする意欲的な者。
- (2) 就農時の年齢が64歳以下の者。
- (3) 次のア～エいずれかを備えた者。

ア 埼玉県農業大学校において継続した1年以上の農業に関わる教育過程を卒業し、埼玉県農業大学校長がその旨を証明することができる者。

イ 農業教育機関（日本農業実践学園、鯉淵学園等）で2年以上の実践的な農業教育課程を卒業し、その機関の長がその旨を証明することができる者。

ウ 先進的農業経営体（認定農業者、指導農業士、青年農業経営士、農地所有適格法人等）において農業に関わる継続した1年以上の実地研修を終了した旨の証明ができる者。

エ その他、育成塾が認めた者。

- (4) 心身ともに健康な者で、農業研修に耐えられる体力と精神力を持つ者。
- (5) 研修に専念することができる者。
- (6) 普通自動車免許を有する者。

（申込書）

第3条 研修対象者は当事業による支援を受けようとするときは、育成塾に次の（1）から（6）の書類を提出しなければならない。

- (1) 秩父市農業担い手育成塾研修申込書（様式1）
- (2) 就農計画書（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 運転免許証の写し
- (5) その他必要な書類

（研修生認定委員会）

第4条 研修対象者から申込書の提出があった場合、育成塾は申請書類の内容を審査するとともに、研修生認定委員会を開催し、研修生の受入等を決定した場合は、研修に関する通知書（様式4）を申込者に送付するものとする。

(研修事業における合意)

第5条 支援の決定を受けた研修対象者（以下、「研修生」という。）は、育成塾と研修における合意書（様式5）を締結するものとする。

(支援)

第6条 研修生への支援は次のとおりとする。

(1) 研修農家の確保

育成塾は、研修対象者が栽培技術や経営手法を実地で習得するため、関係機関等と連携して研修農家を選定し、確保する。

(2) 研修指導農家等の設置

育成塾は、研修対象者が栽培技術や農村生活での支援を受けるため、研修指導農家等を設置する。

(3) 育成塾構成員の巡回による支援

育成塾は、研修対象者に対し巡回相談を行い、必要に応じたアドバイスを行う。

また、対象者の就農が円滑に行えるよう関係機関や生産組織と随時連絡調整を行うものとする。

(研修期間)

第7条 研修期間は、2年以内とする。

(研修指導員等)

第8条 育成塾は研修生の受入を決定した場合、研修指導農家及び研修指導員を選定・依頼する（様式6）とともに、研修指導員受託書（様式7）の提出を受ける。

2 研修指導員等の職務は次のとおりとする。

(1) 研修生の栽培技術指導及び営農相談に応じて助言すること。

(2) 研修生の農村生活における相談に応じて助言すること。

(3) 研修生に関する育成塾との連絡及び調整にすること。

(研修進捗状況報告)

第9条 研修生は、研修期間中は研修日誌を記述し、育成塾から提出を求められたときには提出しなければならない。

(修了認定委員会)

第10条 育成塾は修了認定委員会を開催し、研修終了が妥当と判断した場合は研修修了書（様式8）を研修生に交付するものとする。

(支援の辞退)

第11条 研修生が当事業による支援を辞退しようとする場合は、辞退しようとする期日の30日前までに支援辞退届（様式9）を育成塾に届け出るとともに、育成塾の指示を受け、辞退しようとする期日までに研修地を原状に回復させなければならない。

(経費)

第12条 育成塾は支援に要する次の経費を支出するものとし、その額は毎年度予算の範囲内で、塾長が別に定めるものとする。

(1) 研修指導農家設置費（担い手塾関係）

研修指導農家受託者は、研修指導農家として設置費を支出する。

(2) 研修指導員等設置費の支出

育成塾は、研修指導員等より実績報告書等の提出があり次第、指定する口座に活動謝金を振り込むものとする。

(3) 施設及び生産資材

研修に係る生産施設、農業機械及び生産資材等は、育成塾が予算の範囲内で用意するものとする。

(4) 施設及び農業機械の消耗等に係る維持管理

育成塾が用意した施設及び農業機械等の修繕に係る維持管理は、研修生の負担とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は平成22年9月29日から施行する。

附 則

1 この要領は平成27年4月23日から施行する。

附 則

1 この要領は平成28年1月12日から施行する。

附 則

1 この要領は平成31年4月15日から施行する。

附 則

1 この要領は令和5年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は令和7年4月1日から施行する。

様式 1

秩父市農業担い手育成塾研修申込書

年 月 日

秩父市農業担い手育成塾 塾長 様

住所

電話番号 () ー

氏名 印

生年月日 年 月 日 (満 歳)

秩父市農業担い手育成塾

秩父塾

吉田塾

荒川塾

の実践研修を受けたいので、秩父市農業担い手育成塾

運営要領第 3 条に基づき下記の書類を添えて申し込みます。

記

- 1 就農計画書 (様式 2 : 育成塾用)
- 2 誓約書 (様式 3) 1 部
- 3 運転免許証の写し 1 部

就農（変更）計画書

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____ (歳)

1 就農時における農業経営又は農業従事の様態に関する目標

(1) 将来の農業経営の構想

(2) 就農時における目標

営農部門		就農予定地		就農時期	年 月
就農・経営形態					
経営規模	自己所有地		借入地		
	a		a		
作 目					
所得目標	万円/年				
本人以外の 農業労働力	家 族	氏 名	年齢、続柄等		年間農業従事日数
			歳		
	常時雇用労働者数	人	パート・アルバイト数	人	

2 1の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に関すること

(1) 過去の農業教育・研修経験

学校教育・施設研修	学校・研修先の名称	所在地	教育・研修期間
	(教育研修内容)		
農家等実務研修	研修先の名称	所在地	研修期間
	研修内容		

(2) 農業塾における研修希望内容

作目	規模	備考

3 経 歴

年 月	主な経歴	備 考

誓 約 書

年 月 日

このたび、貴秩父市農業担い手育成塾が行う研修を受けるに当たり、下記の事項を誓約し、厳守履行いたします。

記

- 1 研修生として、農業実践に自主的に取り組むとともに研修指導員等の助言に対し十分耳を傾け、農業技術の習得、農村生活での協調性を早く身に付けるよう誠実に研修に励みます。
- 2 研修中に予期し得ない事態が発生した場合は、直ちに貴塾の指示に従い事後処理に当たります。
- 3 何らかの理由により研修を辞退、若しくは貴塾より研修の中止を宣言された場合は、貴塾の指示に従い研修地を原状に回復し立ち退きます。
- 4 提出した書類の記載事項は事実と相違ありません。
- 5 故意又は過失により、研修中に損害が発生した場合は、その責任を負います。
- 6 研修後は、秩父市に居住し、営農に励みます。
- 7 秩父市農業担い手育成塾研修事業運営要領を遵守します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 (_____) _____

研修に関する通知書

年 月 日

(研修対象者名) 様

秩父市農業担い手育成塾

秩父塾

吉田塾

荒川塾

塾長 ○○ ○○

印

年 月 日に申込を頂いた書類等を審査した結果、適格と認め、秩父市農業担い手育成塾運営要領第4条に基づき秩父市農業担い手育成塾 ○○塾の研修生として認定することとなりました。

なお、契約等の手続きに関して、後日連絡をしますのでその指示に従ってください。

研修における合意書

(目的)

第 1 条 秩父市農業担い手育成塾 ○○塾（以下「甲」という）は、研修を受ける
_____（以下「乙」という）と次の内容を承諾の上、研修における契約を締結する。

2 締結後は、乙は甲が掲げる目的に沿って、真摯に且つ誠実に農業経営等に関する研修を受け、強い意志を持って、日々研鑽に励むことを誓うものとする。

(研修生の責務)

第 2 条 乙は研修期間中、甲の指示のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実に研修を遂行することを責務とする。

(1) 誓約書を遵守すること。

(2) 就農計画に基づき、自主的かつ積極的に農業技術を習得し、地域との交流に努めること。

(3) 作物の栽培方法や管理方法は研修指導員等の意見を参考にしながら、周辺農家の栽培している作物に迷惑をかけないように栽培管理すること。

(4) 研修指導員と連絡は密にし、定期的な訪問を欠かさず、栽培技術や農村生活の指導を仰ぐこと。

また、生活に関しては地域の取り決めを遵守すること。

(5) 農林振興センターや市職員等からの指導・助言を誠実に聞くこと。

(塾の責務)

第 3 条 乙が将来の地域の担い手となれるよう、甲は次の事項を遂行することを責務とする。

(1) 研修農家を確保するように努めること。確保に関する経費は甲が予算の範囲内で負うものとする。

(2) 研修指導員を設置し、乙への栽培技術・農村生活のアドバイスを行うこと。設置に要する費用は甲が負担するものとする。

(3) 甲は乙に対し定期的な巡回相談を行い、必要とあれば関係機関、関係農家団体等に乙の研修に関する働きかけを行うこと。

(4) 甲は乙が研修を終了した場合、乙に研修修了認定書を発行し、関係する農業委員会事務局等に対し、乙の農業経験は農業者として十分な資質があることを証明し、就農に向けて支援する。

(収穫物の帰属)

第 4 条 乙が収穫した農産物はすべて乙に帰属するものとする。但し、研修指導農家における収穫物は除く。

(保険・事故)

第 5 条 乙は当事業の研修を受けるときは、国民健康保険等の被保険者証を有すること。農作業中の事故に備えるものとして傷害保険に加入し、費用は甲が負担すること。

2 乙は、故意または過失により研修中に事故が発生した場合は、その責任を全て負うこと。

(期間)

第7条 この合意期間は、本合意の締結日から研修の終了までとする。

(協議事項)

第8条 甲、乙は相互の信頼の上に、本合意を信義誠実に履行するものとし、本合意に定めなき事項及び疑義の生じた事項については協議の上別途取り決めるものとする。

この合意の成立を証するため研修開始直前に本合意書2通を作成し、両当事者記名押印のうえ、各自一通を保有する。

年 月 日

所在地

甲

名 称

秩父市農業担い手育成塾

秩父塾

吉田塾

荒川塾

代表者

塾長

印

住 所

乙

氏 名

印

様式 6

秩父市農業担い手育成塾 研修指導農家・研修指導員 就任依頼書

年 月 日

(研修指導農家) 様

秩父市農業担い手育成塾 秩父塾
吉田塾
荒川塾
塾長 ○○ ○○ 印

貴殿に、秩父市農業担い手育成塾 ○○塾における塾生への指導等を行う、「研修指導農家」・「研修指導員」への就任を依頼します。

研修指導農家等受託書

秩父市農業担い手育成塾 〇〇塾

塾長 〇〇 〇〇 様

私こと、(研修指導農家氏名)は、(研修生氏名)が実施する秩父市農業担い手育成塾の研修における研修指導農家等として受託します。

年 月 日

氏名 _____

住所 _____

電話番号 () — _____

研 修 修 了 認 定 証

年 月 日

(研修生氏名) 様

秩父市農業担い手育成塾 ○○塾

塾 長 ○○ ○○

(研修生氏名) は、秩父市農業担い手育成塾 ○○塾の研修を修了した
ことを証明します。

研 修 辞 退 届

年 月 日

秩父市農業担い手育成塾 ○○塾

塾長 ○○○○ 様

住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____ (印)

下記の事由により研修を辞退いたします。

記

1 理 由

2 年 月 日までに研修用農地を原状に回復し引き払います